

教育機関支援機構について

第1 小中高の教育支援について

東海支部教育支援機構長 松浦 喜多男

1. はじめに

東海支部では、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（知的財産戦略本部）を受け、東海地域所在の小学校・中学校・高等学校及び大学等の教育機関を支援するための、教育機関支援機構を立ち上げた。



この教育機関支援機構は、出前授業などの支援活動を通して、積極的に教育現場に関わり、我が国の将来を担う子どもたちの、知的財産に対する興味を刺激し、知的財産を尊重する風土の醸成に、一助たらんとしている。次代を担う発明家の誕生を夢みているところである。

この機構設置の発端は、支部会員の方々に、1回学校へ出かけて行って、子供たちに知財授業をやっていただけないかとの趣旨でアンケートを差し上げたところ、120名の会員から了解の御返事を頂いたことである。現在これらの会員が、支援員を受諾し、積極的に協力していただいている。

2. 小中高の知財教育の重要性

知的財産教育とは、小学校、中学校段階で、自由な発想、創意工夫の大切さを涵養する教育を行うとともに、知的財産の保護や活用など、年齢に応じた知的財産教育を通じて、我が国における知的経済社会の持続的発展を図り、またそれを支える人的資源の育成のための端緒となる機会を設けるものである。小中高の知財教育の重要性は、国の知財推進計画に織り込まれている。

当支援機構は、積極的に教育現場に関わり、我が国の将来を担う子どもたちの、知的財産に対する興味を刺激し、その理解を助ける。また、教育支援を通じて、発明は人の困っていることを助けるものであり、人に対するやさしさと、自然の不思議に対する理解との結びつきにより、より豊に生み出されることを知ってほしいと考えている。さらには知的財産教育は、創造する楽しさの認識、固定観念に囚われない柔軟な頭脳、鵜呑みにするのではなく理解しようとする姿勢、自身の周囲を注意深く観察する習慣等を身につける契機にもなり得るとも考える。

また、我が国にとって、知的財産の重要性が益々高まっており、高校生に対してもある程度の制度理解を求めている。普通高校では、既に「情報」の時間に知財制度の勉強が開始されている。

3. 支援態勢

知的財産支援センターでも、前橋などで小中学校の出前授業を開始し、活発に展開されている。しかし、特定の運営委員のご努力による先進的な活動又は宣伝活動の枠内にあり、量的ニーズを充足できる態勢にはない。翻って、愛知県では、小中高の学校数は、多分1000校以上ある。この中で、出前授業による知財教育を希望している学校を一割と考えると、そのニーズは100校程度であり、この程度であれば、支援員の数から、体制の整備を含めても数年で全ての学校のニーズに対応できることとなる。

また、最近東海支部と愛知県とは緊密な関係にあり、県知財戦略会議でもこの機構についての説明を求められ、あいち知的財産創造プランでも、知的財産教育の核として書き込まれている。3月には愛知県の教育委員会に教育機関支援機構の説明に参上している。このように愛知県はおおきな期待感を抱いている。今後、ますます重要な対外事業となるものと期待されると

もに、地方公共団体からの支援も期待される。

一方、知的財産支援センターには、東海支部の教育支援活動を力強くバックアップしていただいている。小中用のプレゼン台本を供与していただいたり、教育モデルを実践的に示していただいている。この関係は、教育支援における支援センターと支部活動との連係の有様を示唆している。全国支部化を念頭におくと、支援センターは、共用台本、基本テキスト等を作成し、教育モデルを作り出して、各支部に供与する。各支部は、支部エリアで、支部会員の力を借りて広く実践する。現在の支援センター独自の教育授業は、全国的な広報活動の一環であるほか、その模範となる授業を検証するための実験的な活動として位置づけられる。

4. 支援プログラム

(1) 小中学校への支援プログラム

小・中学校の生徒が知的財産に親んでもらうため、例えば「君は、今日からエジソン」というテーマで、誰でも知っている身近な発明品を題材とした講義プログラムを企画し、身近な発明品を例にして、発明のもたらす恩恵や、知的財産権制度の意義について解りやすく教えるようにしている。特に、支援センターで作成された台本、電子紙芝居を活用している。

今後は、これをさらに発展させて、「暮らしを変えた発明」というテーマで、身近な発明の不思議に触れ、発明を生み出す人間の知恵と可能性について学び、これを生み出す人間の尊厳について考える。「発明を育てる社会の仕組み／してよい真似と、いけない真似」というテーマで、発明を保護する社会制度について学ぶと共に、他人の知的財産尊重の必要性を考えさせる。「郷土の発明家」というテーマで、身近な発明家に接し、発明に対する理解と、敬意とを育て、将来の夢を刺激する等、様々な切り口での授業を考えている。

何れも、根底には、自然の中にある不思議に触れさせ、その理由をひもとき、考える力と応用する気持ちを育てることをねらっている。

(2) 高等学校への支援プログラム

進路が相当明確になっている生徒の多い工業高校、商業高校、未だあまり明確になっていない生徒の多い普通高校等、それぞれの事情に合わせた知的財産教育を行うことが望ましいと考えており、各学校のニーズ

と、講師のアイデアとにより、多様に展開している。ただ、知的財産制度の習得が中心となることから、生徒に飽きさせないための、パワーポイントやビデオ鑑賞を取り入れながらの様々な工夫が必要となる。

5. 実践による所感

平成16年度には、小学校7回、高校10回の計17回の授業を行った。年度途中までは、愛知県教育委員会、名古屋市教育委員会、各校長会などの教育機関に出向き、協力要請が中心の活動であった。その情宣活動により、依頼が来だしたのが9月頃であった。上述の実績は、平成16年10月以降に集中的になされたものである。

小中高校における教育支援は、できる限り多くの児童、生徒に知的財産についての「いろは」を知ってもらうこと、並びに、できる限り多くの先生方に知的財産教育の必要性ないし有用性をご理解頂くことが当面の目標とされる。

そのために実行すべきことの第一は、児童、生徒に対して、弁理士自身が直接、知的財産の「いろは」を教える授業を行うことである。

第二は、小中高校の先生方に上記授業を参観して頂き、知的財産の「いろは」を知って頂くと同時に、知的財産教育の必要性ないし有用性をご理解頂き、さらに、先生方がご自分で知的財産に関する授業を行い得るようになって頂くことである。

第三は、小中高校の先生方に知的財産の基礎知識を体系立ててご理解頂くために、先生向けのセミナーを実施することである。

第四は、小中高校の先生方による知的財産教育の実施のために必要なご質問を随時受け付ける相談窓口を名古屋分室に設置し、相談事項に回答する相談担当機関を教育機関支援機構内に設けることである。

6. まとめ

知財教育の必要性と実践的メソッドについて記述した。しかしこのような、多大のエネルギーを要する活動に向けて、我々を突き動かしているのは、社会貢献に対する認識である。

弁理士の専権の必要性について多くの議論が費やされてきたが、つまるところ妥当と思われるのは、社会契約論である。弁理士という資格は、安心して仕事を

委ねられるという保証機能を有する。そもそも、資格というものは、市民社会において、その保証機能により市民を擁護し、弱者にあってもその権利が保全され得るところに起源が求められる。ところが、我々の業界においては、クライアントの大部分が、知財制度について一通りの理解があり、これを保証機能により擁護しなければ、その権利が大きく侵されるということもない。「弁理士」の保証機能は、今でも有効に機能はしているものの、その機能を弁理士という資格に求めるかどうかは、いまやクライアントが判断すべき自己責任の問題であるということもできる。生命と基本的人権に関与しない専権の基盤は、極めて脆弱なのである。

しかし、この専権たる資格がなければ、知財制度の

知識を糧とする社会貢献を誰がするのであろうか。専権のない資格組織は、求心力が低く、会員に社会貢献を良導する力を持たない。だから社会は、社会貢献を行う資格組織にあつて、はじめてその専権を許容するのであろう。その意味で、専権は、いまや社会との双務契約に基づくものである。専権を認める代わりに社会貢献をしなさいよということである。

そして、社会に対して、もっとも純粋な、解りやすい姿で示すことのできる社会貢献が、私益とは遠く離れたところにある知財教育である。換言すれば、専権たる資格がしなければならぬ社会貢献の、その原点が知財教育支援である。

このことを心の中で反芻しながら、今、教育支援事業を行っている。

知財特別授業の様子



愛知県知多市立つつじが丘小学校



愛知県豊田市立幸海小学校



愛知県立愛知工業高等学校

筆者の許諾が得られないため
不掲載 (P. 35-39)